

議会運営委員会

令和6年11月26日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
嶋田 善行
中川 議長

○齋藤 文夫
横田 敏文

溝部真紀子
奥村 容子

2. 欠席委員

小城 世督

3. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男 安全安心課長 曾谷 博一

4. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

5. 審査事項

別紙のとおり

開会 （午前9時）

署名委員 横田委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、小城委員から欠席の通告を受けております。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いします。

なお、本日の会議は、総務部長と安全安心課長のお二人に出席いただいております。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和6年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、9月20日開催の議会運営委員会で確認した日程案のとおり、12月2日（月）から12月18日（水）までの17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和6年第4回斑鳩町議会定例会は、12月2日から12月18日までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

11月15日に12月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容に変更があるとお聞きしています。

総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

令和6年11月15日開催の議員懇談会でご説明しました、令和6年第4回定例会予定議案のうち、議案の令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）におきまして、一部、補正予算の内容を追加させていただきたいことから、この場をお借りいたしまして、その内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料8修正を、ご覧いただけますでしょうか。

この一部追加は、令和6年度12月から3月需要分の学校給食用米穀の売渡価格が、全国的な米穀価格の高騰の影響で大幅な上昇となり、現状の給食補助金では、学校給食の運営が維持できなくなることから、令和6年12月から令和7年3月までの給食補助金について1食あたり10円を上乗せするものでございます。

その所要額といたしまして、小学校給食費の援助で91万2千円を、中学校給食費の援助で42万2千円を追加させていただくものでございます。

以上が、令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）において、追加させていただきたい内容となっています。

なにとぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、総務部長にご説明いただきましたが、12月2日の全員協議会に担当部長が出席していただき、説明する必要があるかどうかについて、委員皆さんのご意見をお聞きいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 もう慣例ですので、他の議員さんにも周知していただくという意味からも出席していただきたいと思います。

委員長 他の委員さんもよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 そうしましたら、部長には12月2日の全員協議会に出席いただいて、説明をお願いします。担当部長が出席いただいて説明いただくことにします。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表をあわせてご覧ください。

まず、日程１．会議録署名議員の指名、日程２．会期の決定をします。

次に、日程３、日程４は、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。なお、閉会中の建設水道常任委員会は開催されませんでしたので、初日の委員長報告はありません。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程５．議案第４８号 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程６．議案第４９号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。

なお、議案第４８号、議案第４９号の２議案については、関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議案第４８号、議案第４９号の２議案については、一括議題とすることとします。

なお、議案第４８号 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてですが、文化財の保護に関する事務を町長部局に移管する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第２項において、議会は本条例の制定の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。

よって、初日の全員協議会で議長からこのことについてご説明いただき、同日、教育委員会に意見を求める文書を発出するかたちで進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、異議がないようですので、このように進めさせていただきます。

次に、日程 7. 議案第 50 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 51 号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 9. 議案第 52 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 53 号 令和 2 年度マスクの取得について（追認）は、厚生常任委員会に付託。日程 11. 議案第 54 号 令和 2 年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）は、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 55 号 令和 6 年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）も、総務常任委員会に付託。

なお、議案第 53 号から議案第 55 号の 3 議案については、関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議案第 53 号から議案第 55 号の 3 議案については、一括議題とすることとします。

次に、日程 13. 議案第 56 号 令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）については、総務常任委員会に付託。日程 14. 議案第 57 号 令和 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 15. 議案第 58 号 令和 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 16. 議案第 59 号 令和 6 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 17. 議案第 60 号 令和 6 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についても、建設水道常任委員会に付託。日程 18. 議案第 61 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についても、建設水道常任委員会に付託。日程 19. 議案第 62 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、総務常任委員会に付託。日程２０．承認第１３号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）は、専決処分に係る承認案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。日程２１．同意第４号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認したとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認したとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする承認第１３号、同意第４号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ１名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各１名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、１２月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

福田議会事務局長。

議会事務

おはようございます。本日は、１２月議会の議場における新型コロナウイ

局長

ルス感染症防止対策についてご相談させていただきます。

現在は、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染者数は落ち着いていますが、例年、冬は感染が拡大する時期のため、感染症対策が必要と思われます。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、9月議会と同様に、議員席・傍聴席は1席ずつあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議いただきたいと思います。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上でございます。

委員長

ただいま事務局より、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から相談がありました。

このことも含めて、これらについて質疑、ご意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

これ、コロナ収束ではないけども、減少には向かっているけれども、満を持して今までどおりやっていただいたらどうかなと思います。

委員長

他の委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、9月議会と同様の対応とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上で、(1) 令和6年第4回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに4件の陳情書等をお受けしております。この取扱いについてご

協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました4件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず、「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」については、一般社団法人 日本教材備品協会 会長から郵送されてきたもので、10月25日に受付けをしたものでございます。

内容としましては、教材整備指針に基づき、学校教材の安定的かつ計画的な整備を、首長と教育委員会が協議・調整いただき、より一層推進いただきますようお願いいたします、というものでございます。

なお、9月20日の議会運営委員会でご審議いただきました、理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては、理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものであり、毎年郵送されていますが、本要望と同じ内容のものについては、昨年度も届いており、その時は配布にとどめております。

教育委員会総務課に確認しましたところ、こちらの文書は届いておりませんが、教材備品については、必要に応じて予算措置をしているとのことでございます。

続きまして2点目、「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」については、一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山治章氏から郵送されてきたもので、11月1日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、世界では、移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクが増加している。不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国に提出されたいとのことです。

次に3点目、「斑鳩町下司田池の管理について」は、11月14日に、旭

ヶ丘自治会 吉兼信夫氏が来庁され、受け取ったものです。

陳情の趣旨は、現在、町は下司田池の水位を大幅に下げる減水管理を行っているが、火災の消火のために、ため池の水が使用されるため、消火に必要な水位の調査検討や、漏水箇所やひび割れ箇所等の修理の検討を引き続きお願いしたい。また、池はカワセミなどが来る自然が残る環境のため、自然環境を守りつつ安全安心にあるためにはどうすれば良いかを検討し、ため池としての存続をお願いしたいとのことです。

続きまして4点目、「要望書（軽度中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度について）」は、奈良県難聴児親の会 会長 土肥慶郎氏から郵送されてきたもので、11月15日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、軽度中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度に関して、制度対象者を示す説明文言の変更、購入助成対象項目の見直し、助成制度にある所得制限の撤廃などを奈良県へ要請されたいとのことです。なお、町へ要望書は提出されておらず、県への意見書案は添付されておりませんでした。

以上、これまでに提出を受けました4件の要望書についての概要でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、本日、この取扱いについて、委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

要望書については、事前配布をさせていただいておりますので、このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、1件ずつお聞きしていきたいと思います。

まず、「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」の取扱いについて、委員皆様のご意見をお受けします。 横田委員。

横田委員

教育委員会で整備推進されるということで、議員配布でいいかなというふうに思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 町としてもそのつど整備されておられることですので、配布にとどめるがいいと思います。

委員長 ただ今、お二人から配布でいいのではないかという意見をいただきましたが、他の委員さんもそのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に２点目、「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」について、委員皆様のご意見をお受けいたします。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、難しい問題だと思うんですけども、配布にとどめると。具体例がないわけですね。ということは審議のしようがないのではないかなと、私は思います。それで配布にとどめてはどうかと思います。

委員長 横田委員。

横田委員 同意見です。

委員長 ただ今、お二人の方から配布にとどめてはどうかということでご意見いただきましたが、他の委員さんも同じでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長	そうしましたら、ただいま議題となっております、「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。 次に３点目、「斑鳩町下司田池の管理について」について、委員皆様のご意見をお受けします。 横田委員。
横田委員	町のほうですね、減水をする管理方針だということなんですけど、１点目は町の消防水利としての維持管理がどうなっているのかというところと、県の防災重点農業用ため池、これに関するところでどう関わっているのか、この２点教えてほしいと思います。
委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心課長	陳情書の方でも、消防水利用のため池という表記があるんですが、確かにため池のふもとのところには消防水利という標識が立っております。ただし、これも調査させていただいたところなんですが、いつ誰が施工したかというところがわからない標識でございまして、奈良県消防組合のほうも、現在のところ消防水利という指定の位置づけにはなっておらない状況の、現状はため池的な形にはなっておりますが、そういうため池の位置づけであるという形。ただし、万が一、断水等でなった場合については、少ない水であってもそちらのほうを水を取りに行くという形での現状のため池になっているということでご理解いただきたいと思います。 そのため池の現状であれば、家屋が張り付いている１００ｍ以内に、家屋が張り付いているため池であれば県の防災重点ため池に指定するというところで、令和２年のほうに県の重点ため池のほうに指定されているという位置づけの下司田池というふうになっているところでございます。以上でございます。
委員長	他の委員さんいかがでしょうか。お尋ねになりたいことがあれば、担当課長に出席いただいておりますので。 奥村委員。

奥村委員	このため池、今、斑鳩町では順番に大きなため池から堤体管理っていうんでしょうか、大きな地震がきたときの耐震診断をして、色々それについての手当というか、工事していただけてますけども、この下司田池に関しては、耐震っていうか、そこら辺はどうなんでしょうか。
委員長	中川議長。
議 長	前回の総務委員会で耐震性の調査をした結果報告してはります。強地震度に耐えられない、耐震性がないという判断が出ているということでございますので、現状、池という形やねんから、耐震性がないという診断が出た以上、私は総務常任委員会に付託して、その場で審議をしていただきたいということをお願いいたします。
委員長	お尋ねいただくのもいいんですけど、今日は委員会に付託にするのか、議員配布にとどめるのか、その判断をするのに必要な点についてはお尋ねいただければと思いますが、この陳情書に対する採択、不採択についてはここで議論するものではございませんので、そこも踏まえたうえで。 横田委員。
横田委員	私は担当常任委員会に付託すればいいかなというふうに思います。
委員長	他の委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。
嶋田委員	ただいま2名の方質問されましたように、いろいろ質疑が必要な部分があると思いますので、付託するというところで。ただし、付託するのどこか、水利として、消防水利として考えるのか、それともため池として考えるのか、そこらへんが付託先がね。消防水利であれば総務やし、ため池、池としてするのであれば建設になろうかと思うんですけども、そこらへんがここで審議していただくことになろうかとは思っています。
委員長	これ、今日、安全安心課のほうから出席いただいてまして、管理いただい

ているのは安全安心課だというふうに思うんですが、ため池の観点からすると、どうなのでしょう。 西巻総務部長。

総務部長 現在このため池に、いわゆる農業用ため池としての受益をするところがないんで、あくまでもため池、水がたまっている池ということで、斑鳩町のほうで普通財産として、安全安心課が現在管理しているものでございます。

委員長 池の水利としての権利はなくなっているということで、管理を町としてしているということですね。ですので、付託先は総務常任委員会になるのかなというふうには思いますけども。

嶋田委員 池の管理ということになれば、建設になってくると違うのかな。

委員長 農業用ということであれば、そうなってくるかなと思いますけど、実際には農業用としての水利権が消滅をしておりますので、今は消防関係のほうで、管理をしていただいている状況ですね。

暫時休憩いたします。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開します。齋藤委員。

齋藤委員 陳情書の上から4行、下司田池の管理方針どうのこうのって書いてますけども、3行目に防災重点農業用ため池に指定していますと書かれてますけども、これはもう農業用に使っていないのに、指定されているんでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 先ほども申しましたとおり、農業用ため池であろうが、ため池の形状であるもので、近隣に、家屋に被害を及ぼす可能性があるものが農業用ため池の、

重点ため池に指定されるという、国からの基準がそういう基準でございまして、県の指定を受けている、形状はため池ということで、下司田池が指定されているという形になっております。

齋藤委員 ということは平たく言えば、農業用ため池という実態はないけども、そういう名称で指定されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長 今、お二人の方から付託してはどうかというご意見いただけてますけど、他の委員さんはいかがでしょう。 溝部委員。

溝部委員 先ほど嶋田委員おっしゃいましたけども、質疑が色々と今も出てきていますので、付託してはどうかなと思います。

委員長 他の委員さん。 奥村委員。

奥村委員 これは付託して、委員会に付託して、そこでいろんな議論を深めて、どこまでできるのかという。

委員長 それも付託先での議論になると思いますが、基本的にはこの陳情書に対して採択をするのかしないのか、という判断の仕方になろうかなと思います。

陳情者の意をくんで、全部採択というか、完全に採択という形にするのか、趣旨を一部採択するのとか、いろんな方法はあろうかと思いますが、基本的には採択するのかしないのかというのを、付託先の委員会でご判断いただくことになるかと思います。それを踏まえたうえで付託をするのか、配布にとどめるのか、ご意見を聞かせていただけるでしょうか。

奥村委員 もう少し、町とのいろんな意見も深めながら、この先どういうようにするのかということを考えながら、お時間いただいた中でやっていってもいいのではないかなとは個人的には思うんです。配布にとどめた方がいいかなと思うんですが。

委員長	齋藤委員。
齋藤委員	私も配布にとどめたらいいと思います。と言いますのは、ため池として検討するというのはないと思います。やはりあそこは自然にため池を残すというふうなものではないと思いますので、私はその意見。やはりあそこは自然も大切ですけども、もっと有効な利用方法があるんじゃないかなと私は思ってますので。いろんな意見ありますけども、私は配布でいいと思います。
委員長	3人の方が付託をしてはどうかと。お二人の方から配布でいいのではないかとということなんですが。多数で言うとは付託ということになるんですが。 中川議長。
議 長	強い地震度に耐えられないということは結果として出てるねんから、これは十分に常任委員会で、町の姿勢、考え方を聞いて、改修するものは改修してもらわなあかんし、というのを議論するのが常任委員会しかでけへんから、これは付託すべきものやと思ってます。
委員長	暫時休憩します。 (午前9時33分 休憩) (午前9時36分 再開)
委員長	再開します。 休憩中にも委員皆さんいろいろご意見お聞かせいただきまして、付託すべき、配布にとどめるべき、ご意見ありましたが、色々ご意見聞かせていただく中で、今回は総務常任委員会に付託するということでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
委員長	それでは、斑鳩町下司田池の管理については、総務常任委員会に付託すると

いうことで確認をさせていただきます。

なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加します。

次に４点目、「要望書」（軽度中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度）について、委員皆様のご意見をお受けいたします。いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　これ親御さんにとっては切実な問題だと思います。一度付託して議論されてはどうかと、私は思います。

委員長　他の委員さんいかがでしょうか。

今、嶋田委員から付託して議論してはどうかということでご意見いただきましたが、そういう形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長　特にご意見なければ、そのように進めさせていただこうと思いますが、よろしいですか。　奥村委員。

奥村委員　県へも、議長の名前で要望書きてますけども、県への意見書というのがついてないけど、これに関しては。

委員長　意見書案については、もし付託するようであれば、その委員会でどう結論を出してそこで意見書案を作らるか、そういう形になってこようかなと思います。いかがでしょうか。

最終的にどういう形になるのかは別として、付託して審議をするのか、配布にとどめるのか。　横田委員。

横田委員　私は付託して審議をしたらどうかと思います。

委員長　奥村委員。

奥村委員

付託で。

委員長

そうしましたら付託というご意見が多いようなので、この件についても付託して審議をするということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

付託先につきましては、厚生常任委員会ということでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

では、そのように確認をさせていただきます。

なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加します。

以上で、（２）要望書等の取扱いについてを終わります。

次に、（３）奈良県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。令和６年１１月１４日付けで、奈良県広域水道企業団より、奈良県広域水道企業団議会議員１名の選挙の依頼文書が届き、事前配布をしておりますので、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

奈良県広域水道企業団のほうから選挙１名の依頼がございまして、１２月議会で１名の方を選出、選挙のほうで出していただきたいとの依頼でございします。事前にラインのほうで通知させていただき、議員配布させていただいておりますが、こちらの進め方につきまして、最終日で追加上程した形で進めていただきたいかないと考えております。

そして、最終日に選挙で選ばれましたら、広域企業団のほうに報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございします。

委員長

奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について、事務局から18日の本会議最終日に追加上程して選挙を実施したいとの説明がありましたが、選挙の進め方について、相談させていただきます。

今回初めて企業団議員の選挙をすることになりますが、希望する議員を本会議初日の全員協議会で、議長にご確認いただき、1名であれば指名推薦、2名以上であれば投票による選挙を行うということで最終日に上程し、選挙を実施したいと思います。これについて委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

このような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、奈良県広域水道企業団議会議員の選挙については、本会議初日の全員協議会で議長から希望議員の確認をしていただき、18日の最終日に追加上程するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長には、ただいま確認しましたとおり、全員協議会での確認と最終日の選挙について、よろしくお願いします。

以上で、(3)奈良県広域水道企業団議会議員の選挙についてを終わります。

次に、(4)斑鳩町行政組織の見直しに伴う斑鳩町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

今回、奈良県広域水道企業団の設立にともない、水道事業を廃止することとなったため、建設水道常任委員会を新しい名称に変更し、斑鳩町議会委員会条例の一部改正をする必要があります。委員会条例に関する事項は、委員会条例第4条の2の規定により、議会運営委員会が調査を行い審査することと規定されており、前回、平成6年の委員会の名称の改正についても当委員会で審査しておりますが、新しい名称については、議会運営委員会の委員以外の議員の意見も踏まえて協議していきたいと考えております。

今後のスケジュールですが、１２月２日の全員協議会で、議長より、委員会条例の改正に伴う新しい名称に意見等がある議員は、次回１２月１３日の議会運営委員会の前の日までに議会事務局までお伝えいただくようにご案内いただき、１２月の議会運営委員会で協議・決定し、２月に斑鳩町議会委員会条例の改正案をとりまとめ、３月議会で上程できればと思います。

このような、進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、ご異議ないようですので、それで進めさせていただくこととします。

総務部長から他に報告等しておくことはありますか。

（ な し ）

委員長 それでは、総務部長と安全安心課長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（ 午前９時４５分 休憩 ）

（ 午前９時４５分 再開 ）

委員長 再開します。

次に、（５）今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

前回の委員会では、委員会条例の改正について、資料にもとづき、事務局より説明を受け、委員各自が資料を持ち帰り、内容を確認するというところで終わっておりました。

それでは、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

特に質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 それではないようですので、本日資料 1 を配布しておりますので、こちらのほうを事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、資料 1 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則の素案の末尾の要旨をもって説明させていただきます。要旨をご覧くださいませうか。

本改正については、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年 4 月 1 日に公布されたことに伴い、本改正内容に準じ、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、本規則において所要の改正を行うものです。

なお、今回の地方自治法の改正につきましては、「地方議会の役割及び議員の職務等の明確化」及び「地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする」ものでございます。

それでは、要旨の 1. 改正内容について説明いたします。

(1) 「緊急時等における会議時間の変更等」についてであります。

改正前の規定では、開議前に時間を変更できると解釈しにくいことから、第 2 項では会議中は議長の宣言により変更できること、第 3 項では緊急時等の場合は会議時間外の時間でも会議の時間を変更できるように規定を整備するものであります。

次に (2) 「選挙の開票及び投票の効力に異議があった場合の決定書の交付のオンライン化」についてあります。決定書の交付を電子情報処理組織による方法、いわゆるオンラインにより通知を行う場合、通知を受ける者がオンラインでの通知を希望する旨の届出について必要な事項は、議長が定めることを規定するものであります。

この改正については、オンライン手続に関するものであり、改正する場合は、その方法について検討を行い、議長が別途規定を定める必要があります。

次に (3) 選挙規定の準用についてであります。この改正については、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用についてであり、先ほど第 3 2 条

第4項で説明いたしました決定書の交付のオンライン化の規定は、準用しないことを規定するものであります。

次に（４）資格決定の通知についてであります。議員が被選挙権を有しない者及び町に対し請負をする者等に該当する場合は失職することとなりますが、該当するかは議会がこれを決定することとなります。

この失職及び資格決定の本人への通知について、電子情報処理組織による方法（オンライン）により通知を行う場合、通知を受ける者がオンラインでの通知を希望する旨の届出が必要となりますが、この届出について必要な事項は、先ほどと同じように議長が定めることを規定するものであります。

この改正については、オンライン手続に関するものであり、改正する場合は、届出要件等について検討を行い、議長が別途規定を定める必要があります。

次に（５）「持ち込みできる携帯品の変更等、用語の改正」についてであります。この改正については、法令の標記に用語を合わせるとともに、持ち込みできる携帯品を社会情勢に合わせ、議長の許可制から届出制に変更するものであります。現行の規定では、写真機及び録音機の類を携帯してはならないとしており、議長の許可を得たときはこの限りでないとしておりますが、スマートフォンに写真機や録音の機能があり、かなり普及していることから社会情勢にあわせ削除するものであります。

ただし、撮影・録音を解禁するものでなく、会議中の私的利用を認めるものではありません。

次に（６）「議会における手続のオンライン化」の規定を追加するものであります。この規則において、文書等で行うこととしている通知について、電子情報処理組織の使用する方法により行うことができる規定を定めるものであります。この規定を追加する場合は、オンラインによる方法等について、別途検討する必要があります。

次に（７）「文書等の電磁的記録による作成等」についてであります。この規則において、議会等が文書等で作成し、又は保存することが規定されているものについては、当該規定にかかわらず議長が定めるところにより電磁的記録により行うことができること等について規定を定めるものであります。この規定を追加する場合は、オンラインによる方法等について、別途検

討する必要があります。

次に、２．施行期日については、改正内容についてお審議いただいた後で、改めてご相談させていただきたいと考えております。

最後に、新旧対照表の素案をご覧くださいませでしょうか。

それぞれの条ごとの改正内容の趣旨がわかりにくいので、右側の備考欄において、オンライン手続に関する改正か、オンライン以外の改正かを記載し、それぞれの条ごとに説明を記載しております。

もしオンラインに関する改正を行う場合は、どのようなシステムを導入し、また、どのように運用するかなどを別途検討する必要があります。

さらに、オンラインに関する事項を改正しない場合は、地方自治法の改正に伴う改正ではなくなりますので、先ほど要旨の冒頭で説明いたしました内容を変更する必要があります。

以上、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりました。こちらの規則の改定については、今回資料としては初めて提出をさせていただきましたので、またじっくり読んでいただいて、次回質疑をお受けしたいと思いますが、現時点でなにかお尋ねになりたいことや、ご意見等があればお受けしたいと思います。

(な し)

委員長

それでは、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正については、また次回も併せて議論するという事で今日は終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

前回の委員会で、王寺町、河合町、広陵町、三宅町に視察を事務局から打診していただくということで終わっていました。

このことについて、事務局から説明してください。 福田議会事務局長。

議会事務

それでは、議会の動画配信に関する視察についてご報告いたします。

局長

視察につきましては、王寺町、河合町、広陵町、三宅町に打診し、令和7年1月22日（水）と1月23日（木）で実施することについて、内諾をいただいております。

ただ、時間について現在調整中であり、正式に承諾されまして、次回の議会運営委員会で計画書をご確認いただき、12月議会最終日で計画書を上程したいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、令和7年1月22日（水）と1月23日（木）で視察を実施することについて、4町から内諾をいただいているものの、時間の方は調整中であり、4町から正式な承諾を得たのち、次回の議会運営委員会で計画書を確認し、12月議会最終日で計画書を上程したいとのことですが、そのような形ですすめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのように進めさせていただくこととします。

②議会の動画配信に関する調査・研究については、1月頃に視察を行う予定を確認して終わります。

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。

前回の委員会で、説明された報告に対して、次の定例会で提出予定議案の質疑を行うことはできないが、追加の説明を求めることは可能とする運用に変更することを確認しました。ただ、この運用をいつから始めるのか、開始時期については、確認していませんでしたので、本日ご協議いただきたいと思います。

また、前回、配布しました、事前審査に関する委員会の運営方法についての次第書【案】の内容に一部ご指摘がありましたので、今回、改めて修正した次第書案を本日、資料2として添付しております。

それでは、資料2について、事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、事前審査に関する委員会の運営方法について、資料2をご覧ください
ただけますでしょうか。

前回、配布させていただきました資料について、閉会中の委員会の次第書
【案】と、事前審査に該当する場合の次第書【案】に分けて記載しております
ので、ご覧いただきたいと思います。

また、前回いただいたご指摘を踏まえ、事前審査に該当する例を削除する
とともに参考として、「事前審査に該当しない追加説明の例」を改めて整理
させていただきました。

以上、簡単ではございますが、資料2の説明とさせていただきます。よろ
しくお願い申し上げます。

委員長

こちらにつきましても、資料ですね、また目を通していただいて、次回に
もご意見をいただければと思いますが、開始時期ですね、2月の閉会中の委
員会か、新年度かどちらかになろうかと思いますが、文言の中身はまたご意
見いただくとして、時期はどうさせてもらいましょうかね。

中川議長。

議 長

今の閉会中の委員会でも質問受け付けてない状況にありますので、早い時
期の、一番早い時期、2月の閉会中からでもこういう次第にしてもらったら
どうかなと思います。

委員長

他の委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長

そしたら今、議長からご意見いただいたとおり、2月から適用させていた
だくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

この件については、2月から新しい運用を開始するという確認をさ

せていただきます。

この件について文言等の確認がございますので、次回、特にご異議がなければもう結論を出して終わりということにしたいと思いますが、12月で。

嶋田委員。

嶋田委員 それはそれでいいんですけども、総括質疑ですね、本会議場における総括質疑は、事前審査には当たらないことの確認をしておきたいと思います。

委員長 総括質疑の時点では、もう議案は上程されておりますので、事前審査には当たらないと。

嶋田委員 まだ付託先は決まっていないから、総括質疑ではいろいろ質問できるわけですな。

委員長 その時点で付託先も決まってますし、本会議に上程された時点で審議は可能になりますので、事前審査には当たらない。

嶋田委員 総括質疑はまだ付託先は決まってないでしょ。総括質疑全部終わってから、この議案は何々に付託しますということを言うわけでしょ。

委員長 そうですね、手順としてはそう、順番としてはそうなります。付託先は決まってないけど、上程はされてます。

嶋田委員 そやから、事前審査にはならないわけでしょ。

委員長 そうですね。

嶋田委員 その確認です。

委員長 議長、そのような形でよろしいでしょうか。

議 長

はい。

委員長

ほかにございませんか。

暫時休憩します。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長

再開します。

私、先ほど文言等を、また次回の変更を受け付けると申しあげましたが、もう今日確認できるので、確認してはいいのではないかというご意見もいただきましたので、開始時期の確認と文言の内容の確認もあわせて、結論を出したということで、このテーマについては審議を終了するという事で確認させていただきよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、③の議案の事前審査については本日結論を出して終わったということで確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのように確認させていただきます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。
おつかれさまでした。

(午前10時02分 閉会)